

るとき。

- ・通学区域外で本市が指定する小学校又は中学校の特別支援学級に就学するとき。

全市共通の基準として、現行の基準を次のように変更する。

- ・いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒及びその保護者が転校を希望するとき。

全市共通の基準として、次の事項を追加する。

- ・長期の通院加療等、心身的及び家庭的な事情により特に教育的配慮を要するとき。
- ・兄や姉が、学年途中の転居や保護者の就労による留守家庭児童の場合等の理由で、指定外就学により通学区域外の学校に就学が許可された場合で、弟妹がきょうだい関係を理由に、その学校に就学を希望したとき。
- ・学年途中の転居で従前の学校に引き続き卒業まで通った場合等の理由で、指定外就学により、進学中学校が異なる小学校に就学した場合で、児童、保護者が、友人関係への配慮等により、その小学校の進学中学校への就学を希望したとき。
- ・通学の安全については、通学区域の学校への児童生徒の通学の安全確保に著しい支障が生じると認められ、特に配慮する必要があるとき。
- ・その他、特に教育的配慮を要すると認められるとき。

なお、全市共通の基準については、指定外就学を認める必然性が高いことから、基準に該当する場合は、必ずその学校への就学を認める。

③ 区で設定できる項目

通学の距離や部活動については、転居、保護者の就労による留守家庭児童やいじめ等の理由と比べると、それほど必然性が高いとは言えないこと、また学校選択の際の主な理由の一つであることから、区ごとに学校選択制とセットで提示をして、区の実情を踏まえて、指定外就学の基準に追加するかどうかを決定する。

a 通学の距離

- | |
|--|
| (例1) 指定された学校よりも隣接校の方が、通学距離が短い場合 |
| (例2) 自宅から学校までの徒歩で安全に通学できる経路の最短距離が、小学校では、○km以上、中学校では△km以上あって、かつ指定された学校より近い学校がある場合 |

- ・東京都区部では、(例1)の基準を設けている自治体もある。また、例えば、通学区域の学校と比べて、通学距離が明らかに近い、自宅からの距離が至近であるなどの基準を設けているところもある。
- ・政令市では、(例2)の基準で、自宅から学校までの徒歩で安全に通学できる経路の最短距離が、小学校は2km以上、中学校は3km以上あって、かつ指定された学校より近い学校がある場合としている事例が多い。本市の場合、この基準を採用すれば、特定の区域に限られ、該当する児童生徒の人数は、ごくわずかである。
- ・熟議では、自宅の目の前に学校があつて、校区の学校が徒歩で30分も要する場合もあるので、基準を緩和して、そういう場合には、通学区域外の学校への就学を認めるべきであるという意見が多く出された。
- ・指定外就学を認める距離の条件としては、「自宅から通学区域外の学校への距離が明らかに近い場合」、例えば、自宅から最も近い通学区域外の学校が、指定校までの通学距離(直線距離)の2分の1以下の距離にある場合や、通学区域の境界付近に居住し、隣の通学区域の学校が至近(〇〇〇m以内)である場合などに限定し、明確化することもできる。
- ・距離の条件については、区長が保護者を中心とした区民の意見を聴き、区の地理的事情を勘案して判断することとする。

b 部活動

(例1) 就学すべき学校に希望する部活動がない場合

(例2) 転校することとなる学校に従前の学校で取り組んでいた「部活動」がないが、継続して取り組みたい場合

- ・政令市や東京都区部の一部の自治体では、(例2)は、基準として認めている。(例1)は、例えば、小学校5～6年生の1～2年間、希望するスポーツを地域等で行っていた実績という条件を付している自治体が多い。また、就学できる学校の範囲を、例えば隣接する学校や区内に限定している。
- ・部活動の指定外就学を広範囲で認めた場合、本来その学校で活動できたはずの生徒が活動の場を失うことにならないかという懸念があり、部活動としての在り方の議論が必要であるとともに、運用についても検討する必要がある。
- ・熟議では、部活動による指定外就学については、子ども本人の強い気持ちがある場合は、認めても良いという意見がある一方で、部活

動は、学校選択制の希望理由であり、どうしても、この学校という指定外就学の理由にあたらないという意見があった。

- ・また、生徒数が少ない中学校では、多人数で行うスポーツの部が成り立ちにくい状況があり、部活動での指定外就学が認められれば、数名が近隣の学校に指定外就学するだけで、学級減、教員減になる場合もあり、在学している生徒の教育環境に影響を与えないよう、激変になることは避けてほしいという意見もあった。
- ・部活動による指定外就学を認める条件としては、(1)新入学と転入学の時点に限る、(2)小学校の頃に継続して取り組んでいた活動実績、又は転入前の中学校で部活動に取り組んだ実績、(3)区内の部活動のある中学校のうち自宅から最も近い中学校等とすることが適切である。

- ・なお、部活動については、学校選択制や指定外就学の手法以外に、現在、ラグビー、ソフトボール、バレーボールなど7種目について、少人数の運動部による単独でチーム編成が困難な場合に、学校長の判断により近隣の中学校と合同でチーム編成し、大会参加が認められている。このように、それぞれの中学校に在学しながら、複数校で合同チームを編成し、大会に参加する等、部活動を行う取組も引き続き行う。

④ 指定外就学の基準の拡大のメリット

- ・通学区域外の学校に就学することが認められる必然性が高く、理由のある児童生徒を就学させることができる。
- ・風評等により、通学区域の学校を避けるため、通学区域以外の学校に就学することを一定防止することができる。
- ・特に小学校については、通学の距離や時間など、通学負担を考慮する必要があることから、指定外就学の基準に、例えば「通学区域の学校より、隣接する学校の方が、通学距離が近い場合」を追加すれば、子どもや保護者の意向に十分に 대응することができる。

⑤ 各学校で受け入れ枠の設定、申請受付、公開抽選、通学等

- ・本市の指定外就学の基準を拡大し、通学の距離や安全、部活動を理由とする指定外就学を認めた場合、指定外就学の許可件数（平成24年6月1日現在、小学校、約750件、中学校、約300件）から大幅に増加することも想定される。その場合、学校の施設収容面に限りがあるこ

とから、学校選択制と同様に、各学校で受け入れ人数を定めて、それを超える指定外就学の申請がある場合は、公開抽選を実施する等、学校選択制と同様の仕組みを設ける。

- ・各学校で受け入れ可能な人数を設定し、就学通知以降に一定期間を設けて、申請受付を行う。学校の受け入れ人数を超える場合は、抽選を行うなどにより、入学者を決定する。
- ・上記の場合であっても、転居、いじめ等による場合は、必ず就学できることとし、通学の距離や部活動等の理由より優先する。
- ・受け入れに制限がかかる場合があることや抽選、申請の受付方法等については、保護者に十分に周知を行い、理解を求めていく。
- ・今後も指定外就学の許可には、保護者の責任において通学の安全を確保することが要件となる。また、指定外就学における通学の費用は、保護者負担とする。

⑥指定外就学の基準の拡大の課題と対応の考え方

- ・指定外就学は、保護者の申し立てによるものであることから、保護者が制度を知らなければ、利用されないことになる。指定外就学の基準を拡大するにあたっては、すべての保護者に制度の内容、手続きについて、改めて十分な周知を行う。

a 通学区域外から通学する児童生徒の安全確保

- ・現在も指定外就学の申請には「登下校の安全確保については、保護者が責任を持つ」としている。指定外就学の基準の拡大により、多くの児童生徒が通学区域外の学校に通うことになれば、保護者による送り迎えか、あるいは、通学の距離等で同じように指定外就学をしている近隣の友達との誘い合いで、集団登下校のポイントまで行き、集合場所からは校区の友達と集団登下校を行うなどの対応が必要である。

b 学校と地域との関係の整合性

- ・指定外就学の基準の拡大により、通学区域外の学校に通う児童生徒が増えれば、学校選択制と同様に、学校と地域との関係等への影響が懸念される。例えば、通学の距離等で指定外基準の拡大をすれば、「隣の学校の方が、明らかに距離が近い」に該当する区域は、多数の児童生徒が隣の学校に就学することも想定される。
- ・従来の通学区域を越えたところで、学校と地域の連携をどのような

形で進めていくのかについて、各区で具体的に議論し検討する。

c. 学校の施設収容面での制約等

- ・学校施設の範囲内で通学区域外の児童生徒を受け入れることから、受け入れ人数の上限を定める。通学区域内の児童生徒だけで教室不足の可能性があり、指定外就学の基準を拡大しても、若干名しか受け入れることができない学校も出てくる。
- ・指定外就学の申請が多く、受け入れ人数・学級を超える場合は、学校選択制と同様に、抽選で就学する児童生徒を決めることになる場合がある。その際、例えば、通学の距離が近い等の理由があっても、就学できないケースが生じる可能性がある。個々に審査をした上で、自宅の目の前に学校があるというような極めて近い場合等を優先する方法もある。
- ・熟議では、指定外就学の基準に通学の距離や部活動などが追加され、拡大することにより行きたくないから別の学校を探すということの一つの手段になる可能性もあるという意見があった。
- ・特に風評や偏見等で特定の学校を避けるための手段として、指定外就学の申請がなされないよう保護者への周知や啓発に努める。
- ・併せて、学校は、子どもや保護者にタイムリーに、詳しく正確な情報を提供し、保護者の方に適切な判断をしてもらうようにするべきである。
- ・通学の距離や部活動等の理由など、指定外就学の基準を拡大する場合、子どもや保護者に制度内容の十分な周知を行う。

(3) 各手法の組み合わせ

① 学校選択制と指定外就学の基準

学校選択制の実施と指定外就学の基準の拡大については、次のような組み合わせがある。区の就学制度の改善に向け、次に掲げるとの組み合わせを採用するのかについては、区長が保護者を中心とした区民の意見を聴き、区の地域性や実情に即して検討・整理する。

a. 学校選択制を実施し、指定外就学の基準を緩和する

- ・基本的に入学時に、学校選択制により、希望する学校を選択する。
- ・指定外就学の基準に、通学の距離や、中学校の部活動の項目を追加する。
- ・学校選択制導入時の在校生や年度途中の転入者については、追加し

た指定外就学の基準（通学の距離、中学校の部活動等の理由）により、受け入れ制限校、抽選実施校・学年を除き、受け入れ可能な学校であれば、就学できるようにする。

- ・区外からの通学距離の近さによる指定外就学については、区間の協議の上、受け入れ可能な学校であれば、就学することとする。
- ・なお、指定外就学の基準の項目のうち、転居や保護者の就労による留守家庭児童、いじめ等、必然性の高い項目に該当する児童生徒については、必ず就学できるようにする。

b 学校選択制を実施するが、指定外就学の基準は、現行のまま

- ・指定外就学の基準は拡大せず、現行のままとし、基本的に入学時に、学校選択制により、希望する学校を選択する。
 - ・指定外就学の基準は、全市共通の基準による。共通の基準に該当する児童生徒については、必ず就学できるようにする。
- *ここでの「指定外就学の基準」とは、前記(2)②で示した追加基準を含む全市共通の基準である。

c 学校選択制を実施しないが、指定外就学の基準を緩和する

- ・学校選択制は実施しない。指定外就学の基準に、通学の距離や中学校の部活動の項目を追加する。
 - ・指定外就学の基準に該当する場合、通学区域外の学校への就学を認める。新入生、在校生ともに対象とする。
 - ・なお、指定外就学の基準の項目のうち、転居や保護者の就労による留守家庭児童、いじめ等、必然性の高い項目に該当する児童生徒については、必ず就学できるようにする。
 - ・ただし、その他の項目では、申請者が多く、受け入れできない場合も想定されるため、学校ごとに受け入れ人数、学級数を設定し、受け入れ人数を超過した場合の抽選等の手続きを定める必要がある。
 - ・区外からの通学距離の近さによる指定外就学については、区間の協議の上、受け入れ可能な学校であれば、就学することは可能とする。
 - ・特定地域選択制との併用は可能である。
- ・区ごとの判断において、地域の実情によっては、学校選択制を実施せず、指定外就学の基準も現行のままで、引き続き就学制度の改善について、議論し、検討を継続することも考えられる。また、当面は、指定外就学の基準の拡大で対応しながら、学校選択制については、引き